**農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第３条）**

**○ 農地法第３条の主な許可基準**

農地法第３条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に 耕作すること（すべて効率利用要件）

・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）

・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）

・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第２条第３項の要件を満たす法人をいいます。

○ 農地法第３条許可事務の流れ

・ 農業委員会では、皆様からの御相談に対し、その御要望に応じて必要な手続きなどをご 説明いたします。

・ 高松市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を４週間と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、御相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ

申請についての相談

※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話を お願いいたします。

住所：高松市番町1丁目8番15号　　　　　　　TEL：087-839-2662

※ 申請内容に応じて申請書（農業委員会にあります。

|  |
| --- |
| 申請書の記入 |
| 必要書類の入手 |
|  |  |
| 申請書提出前の再確認 |
|  |  |
| 申請書の提出／受付 |

）をご記入いただきます。 なお、記入に当たっては別添の記入例をご参照ください。

※ 別添の必要書類一覧表を御参照ください。

なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等に より許可までに時間がかかったり、不許可になったり する場合があります。

申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリス トでご確認ください。

※ 御足労ですが農業委員会事務局までお越しくださ い。

※ 「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますので、

許可書の交付までの流れを御確認ください。

農業委員会等の流れ （申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は ４週間です。）

|  |
| --- |
| 申請書の提出／受付 |
|  |  |
| 申請内容の審査 |
| 農業委員会定例総会 |
|  |  |
| 許可書の交付 |

※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第３条の 許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請 者の方に確認いたします。

また、現地調査を行います。

※ 農業委員会定例総会で許可・不許可についての 農業委員会の意思決定を行います。

※ 御足労ですが農業委員会事務局までお越しくださ い。